

Ⅱ 民事第一審訴訟事件の概況

(参考) 行政事件訴訟の概況

平成22年における行政事件訴訟の平均審理期間は14.6月であり、民事第一審訴訟(全体)(6.8月)の約2.1倍であるが、平成13年の行政事件訴訟の平均審理期間(19.3月)より24.4%短縮している。審理期間別にみると、審理期間が1年超2年以内の事件の割合が最も多く、審理期間が2年を超える事件の割合は15.1%となっている。

行政事件訴訟は、民事第一審訴訟事件と比べ、判決に占める対席事件の割合が極めて高く(90.9%)、当事者双方に訴訟代理人が選任されている割合が高く(53.4%)、平均全期日回数が多く(5.7回)、かつ、平均期日間隔も長くなっている(2.6月)ほか、人証調べ実施率は高く、平均人証数はやや多くなっている。

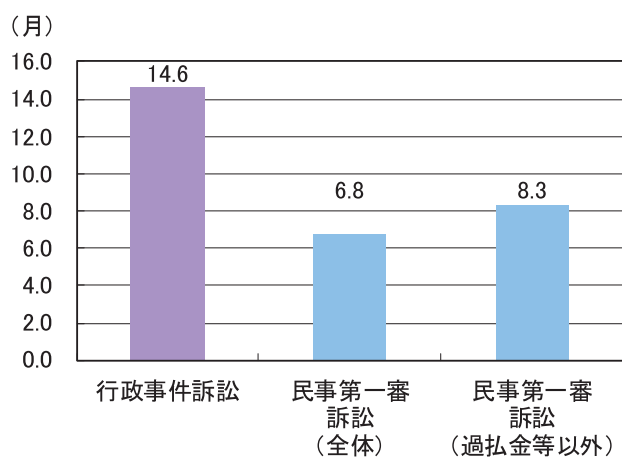
行政事件訴訟の上訴率は38.8%であり、民事第一審訴訟(全体)(15.7%)の上訴率の約2.5倍である。また、行政事件訴訟においては、上訴の有無による平均審理期間の差は極めて小さなものとなっている。

行政事件訴訟では、全事件の1割弱について補正命令が発せられている。補正命令を発した事件の第1回口頭弁論期日までの平均期間は、補正命令を発しなかった事件よりも長くなっている。

○ 概況

平成22年における行政事件訴訟の平均審理期間は14.6月であり、民事第一審訴訟(全体)の平均審理期間(6.8月)の約2.1倍となっている(【図1】、【表2】)。平成20年では13.8月、平成18年では14.4月、平成16年では16.4月。【図4】、第3回報告書概況・資料編46頁【図1】、第2回報告書93頁【図133】、第1回報告書129頁【図226】参照)。

【図1】 平均審理期間
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟)



【表2】 事件数及び平均審理期間
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
事件数	2,136	227,435	91,541
平均審理期間(月)	14.6	6.8	8.3

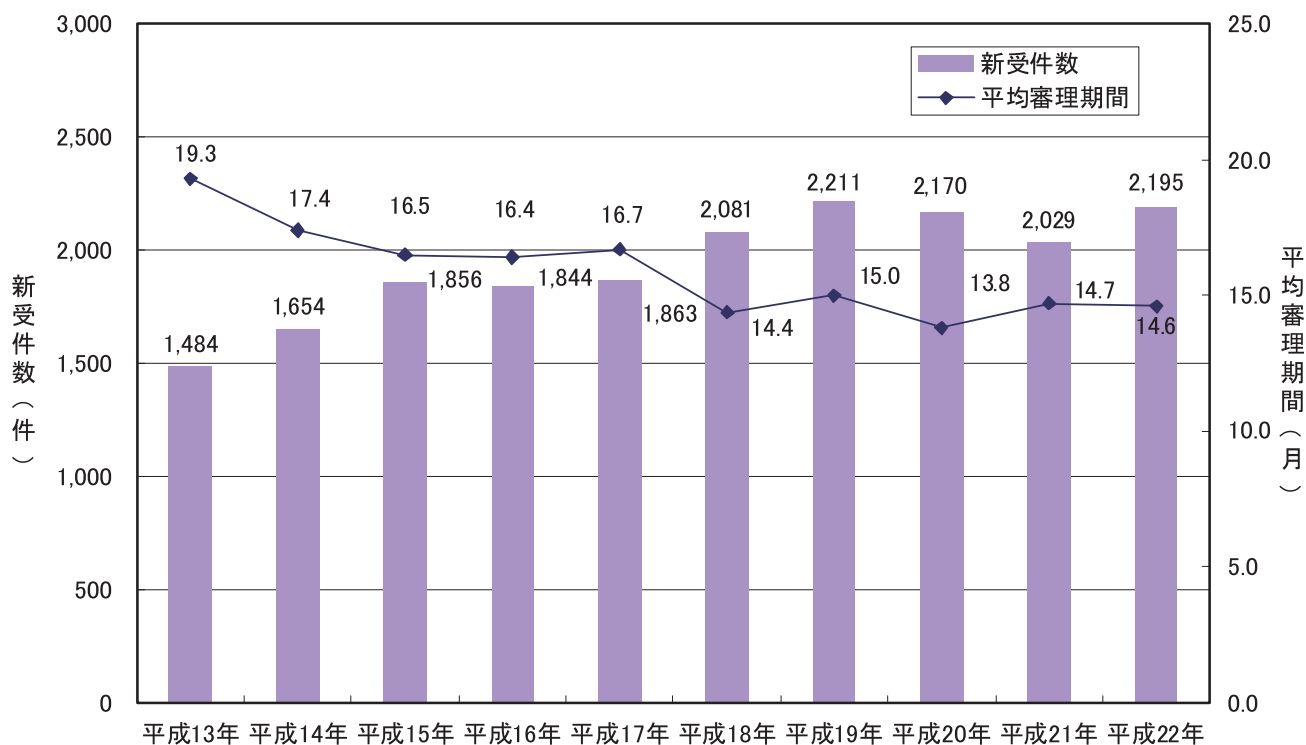
また、審理期間別にみると、行政事件訴訟では、審理期間が1年超2年以内の事件の割合が最も多く、全体の31.9%を占めている。2年を超える事件の割合は15.1%であり（【表3】）、平成16年（22.2%）の後、平成18年の16.4%、平成20年の14.1%と推移している（第1回報告書129頁【表227】、第2回報告書93頁【表134】、第3回報告書概況・資料編47頁【表3】参照）。

【図4】は、行政事件訴訟における新受件数と平均審理期間の経年推移を示したものである。これをみると、新受件数は、平成13年以降ほぼ一貫して増加する傾向が見られ、平成22年の新受件数（2195件）は平成13年の新受件数（1484件）の約1.5倍である。これに対し、平成22年の平均審理期間（14.6月）は、平成13年の平均審理期間（19.3月）より24.4%短縮している。

【表3】 審理期間別の事件数及び事件割合
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
6月以内	614 28.7%	156,101 68.6%	54,541 59.6%
6月超1年以内	518 24.3%	40,722 17.9%	16,625 18.2%
1年超2年以内	681 31.9%	23,110 10.2%	15,062 16.5%
2年超3年以内	192 9.0%	5,374 2.4%	3,775 4.1%
3年超5年以内	117 5.5%	1,859 0.8%	1,342 1.5%
5年を超える	14 0.7%	269 0.1%	196 0.2%

【図4】 新受件数と平均審理期間の推移（行政事件訴訟）



Ⅱ 民事第一審訴訟事件の概況

【表5】は、終局区分別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、行政事件訴訟は、民事第一審訴訟事件と比べ、判決に占める対席事件の割合が極めて高いこと（90.9%。これに対し、民事第一審訴訟（全体）では72.3%、民事第一審訴訟（過払金等以外）では62.1%）、和解率が極めて低いこと（3.3%。これに対し、民事第一審訴訟（全体）では32.0%、民事第一審訴訟（過払金等以外）では34.0%）といった特徴がみられる。

【表6】は、訴訟代理人別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、行政事件訴訟においては、53.4%の事件で当事者双方に訴訟代理人が選任されており、この割合は、民事第一審訴訟事件（民事第一審訴訟（全体）では27.8%、民事第一審訴訟（過払金等以外）に限っても40.1%）と比べて高いものとなっている。

【表7】は、平均期日回数及び平均期日間隔を示したものである。これによれば、行政事件訴訟は、民事第一審訴訟事件に比べて、平均全期日回数が多く（5.7回）、平均期日間隔も長くなっており（2.6月）、行政事件訴訟の平均審理期間が長期化するのには、期日回数を要するためであるほか、期日間隔が長いためでもあるといえることができる。

【表6】 訴訟代理人別の事件数及び事件割合
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟）

事件の種類	行政事件 訴訟	民事第一審 訴訟 （全体）	民事第一審 訴訟 （過払金 等以外）
双方に 訴訟代理人	1,141 53.4%	63,144 27.8%	36,734 40.1%
原告側のみ 訴訟代理人	68 3.2%	102,991 45.3%	33,786 36.9%
被告側のみ 訴訟代理人	630 29.5%	8,389 3.7%	3,446 3.8%
本人による	297 13.9%	52,911 23.3%	17,575 19.2%

【表8】は、人証調べ実施率及び平均人証数を示したものである。これによれば、平成22年における行政事件訴訟の人証調べ実施率は28.5%であり、民事第一審訴訟（全体）の人証調べ実施率（10.3%）の約2.8倍、民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（18.7%）の約1.5倍である。また、平均人証数は1.0人であり、民事第一審訴訟（全体）の平均人証数（0.3人）や民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（0.5人）より多くなっている。さらに、人証調べを実施

【表5】 終局区分別の事件数及び事件割合
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟）

事件の種類	行政事件 訴訟	民事第一審 訴訟 （全体）	民事第一審 訴訟 （過払金 等以外）
判決	1,586 74.3%	83,796 36.8%	46,233 50.5%
うち対席 （%は判決に対する割合）	1,442 90.9%	60,574 72.3%	28,690 62.1%
和解	70 3.3%	72,683 32.0%	31,156 34.0%
取下げ	341 16.0%	64,935 28.6%	11,280 12.3%
それ以外	139 6.5%	6,021 2.6%	2,872 3.1%

【表7】 平均期日回数及び平均期日間隔
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟）

事件の種類	行政事件 訴訟	民事第一審 訴訟 （全体）	民事第一審 訴訟 （過払金 等以外）
平均全期日回数	5.7	3.5	4.5
平均口頭弁論 期日回数	4.1	2.1	2.2
平均争点整理 期日回数	1.6	1.5	2.3
平均期日間隔（月）	2.6	1.9	1.8

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟）

事件の種類	行政事件 訴訟	民事第一審 訴訟 （全体）	民事第一審 訴訟 （過払金 等以外）
人証調べ実施率	28.5%	10.3%	18.7%
平均人証数	1.0	0.3	0.5
平均人証数 （人証調べ実施事件）	3.5	2.8	2.7

した事件に限って平均人証数をみても、行政事件訴訟では3.5人であるのに対し、民事第一審訴訟（全体）では2.8人となっており、行政事件訴訟の方がやや多くなっている。

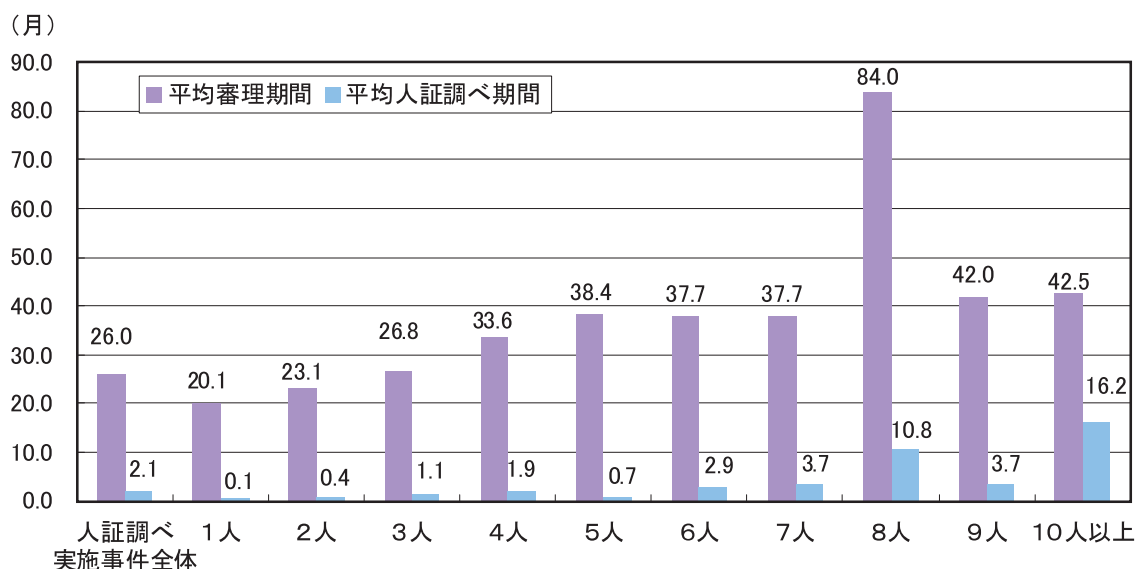
○ 人証調べに関する状況

第3回報告書概況・資料編49頁で指摘したとおり、行政事件訴訟においても、民事第一審訴訟事件と同様、集中証拠調べが相当程度浸透しており、人証調べ期間が審理期間の長期化に及ぼす影響は、さほど大きなものではないと考えられるところ、以下、これに関連するデータをみていく。

（人証調べ期間と審理期間等との関係）

【図9】は、人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間を示したものである。これによれば、人証調べを実施した行政事件訴訟の平均審理期間は26.0月であり、行政事件訴訟全体の平均審理期間（14.6月）より相当長くなっている（なお、人証調べを実施した民事第一審訴訟事件の平均審理期間は19.1月である。前掲1. 1. 2【表25】参照）。また、人証調べを実施した行政事件訴訟の平均人証調べ期間は2.1月であり、平均審理期間に対する割合は8.1%であって、いずれも、民事第一審訴訟（全体）における数値（平均人証調べ期間は0.5月、この期間の平均審理期間に対する割合は2.6%である。前掲1. 1. 2【表25】参照）より高くなっている。さらに、事件数が少ない人証数が5人から9人までの事件*1を除けば、第3回報告書概況・資料編49頁で指摘したとおり、民事第一審訴訟事件の場合（前掲1. 1. 2【図27】参照）と同様、基本的には、人証数が多い事件ほど、平均審理期間及び平均人証調べ期間のいずれも長くなるという傾向がみられる一方で、人証数の増加による平均人証調べ期間の増加幅は、平均審理期間の増加幅よりも顕著に小さくなっている（例えば、人証数が1人の事件と4人の事件とを比較すると、平均審理期間は13.5月増加しているが、平均人証調べ期間は1.8月しか増加していない。）。

【図9】 人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間（行政事件訴訟）



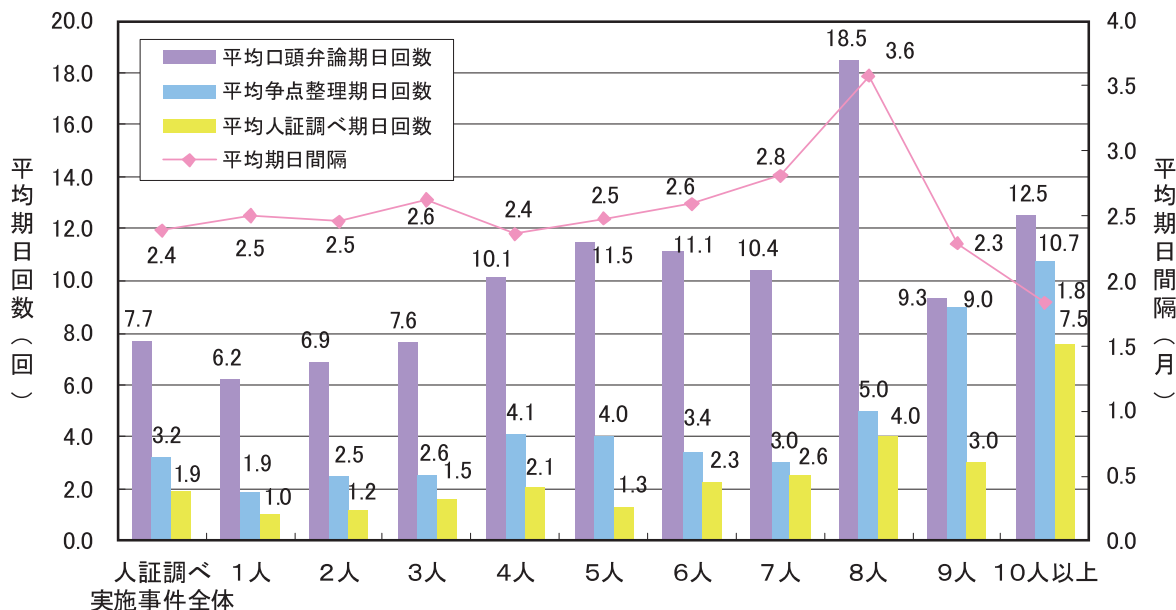
*1 人証数5人の事件数は10件、6人の事件数は7件、7人の事件数は7件、8人の事件数は2件、人証数9人の事件数は3件のみであった。

Ⅱ 民事第一審訴訟事件の概況

(人証調べ期日回数と審理期間等との関係)

【図10】は、人証数別の平均期日回数及び平均期日間隔を示したものである。これによれば、人証調べを実施した行政事件訴訟の平均全期日回数は10.9回であり、そのうち平均口頭弁論期日回数は7.7回、平均争点整理期日回数は3.2回である。民事第一審訴訟事件の場合（平均口頭弁論期日回数4.7回、平均争点整理期日回数5.9回。前掲1. 1. 2【表26】参照）と比べると、平均全期日回数及び平均口頭弁論期日回数が多い反面、平均争点整理期日回数が少ないのが特徴的である。

【図10】 人証数別の平均期日回数及び平均期日間隔(行政事件訴訟)



また、争点整理手続の実施件数及び実施率を示した【表11】によれば、行政事件訴訟における争点整理手続の実施率は24.0%であり、民事第一審訴訟(全体) (27.7%)、民事第一審訴訟(過払金等以外) (37.0%) よりも低率である。第3回報告書概況・資料編50頁でみたとおり、行政事件訴訟では、通常の間頭弁論期日において争点整理をするケースが多いのではないかと推測されるところであるが、このことは、以上のデータからも裏付けられよう。他方、期日回数のうち、平均人証調べ期日回数は1.9回であり、その平均全期日回数に対する割合は17.4%、平均口頭弁論期日回数に対する割合は24.7%となっている。

さらに、【図10】によれば、全体的にみると、おおむね、人証数が増加するのに従って、平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の合計回数が増加する傾向にあるが、その増加幅は、平均人証調べ期日回数の増加幅と比べて顕著に大きい(例えば、人証数が1人の事件と4人の事件とを比較すると、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計回数は6.1回増加しているのに対し、平均人証調べ期日回数は1.1回増加するにとどまる。)

【表11】 争点整理手続の実施件数及び実施率(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟)

事件の種類		行政事件訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
争点整理手続	実施件数	513	63,082	33,875
	実施率	24.0%	27.7%	37.0%

第3回報告書概況・資料編50頁では、行政事件訴訟においても、民事第一審訴訟（全体）の場合と同様、人証数の多い事件ほど平均審理期間が長くなる傾向が一応みられること、その要因としては、人証調べ期日回数増加より、それ以外の口頭弁論期日回数及び争点整理期日回数の増加の方が大きく影響していると考えられることを指摘したが、平成22年における調査結果からも、同様の指摘をすることができる。

（集中証拠調べの状況）

以上のとおり、行政事件訴訟においても、人証調べ期間が審理期間の長期化に及ぼす影響はさほど大きくないといえるところ、第3回報告書同様、集中証拠調べに関連するデータについてもみておく。

【表12】は、人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合を示したものであり、人証調べを実施した行政事件訴訟の72.0%（438件）が1回の期日で、84.5%（514件）が2回以内の期日で人証調べを終えている。これらの割合は、平成20年（1回が78.1%、2回以内が92.9%）よりも低くなっている。

また、前掲【図10】によれば、平均人証調べ期日回数は、人証数が1人から7人までの事件で1回以上3回未満、人証数が8人から10人以上までの事件でも3回以上8回未満となっており、1期日で複数の人証を取り調べていることがうかがわれる。そして、前掲【図9】によれば、人証数別の平均人証調べ期間は、人証数が8人の事件で10.8月、10人以上の事件で16.2月となっているほかは、人証数が1人から5人までの事件では2月以内、人証数が6人、7人及び9人の事件では4月以内にとどまっている。

さらに、【図13】は、人証数別の人証調べ期日回数の分布状況を示したものであるが、これによれば、人証調べを1回の期日で終えた事件の割合は、人証数が1人の事件では97.9%、2人の事件では84.5%、3人の事件では61.4%となっている。また、人証調べを2回以内の期日で終えた事件の割合は、人証数が6人の事件では71.4%となっている。

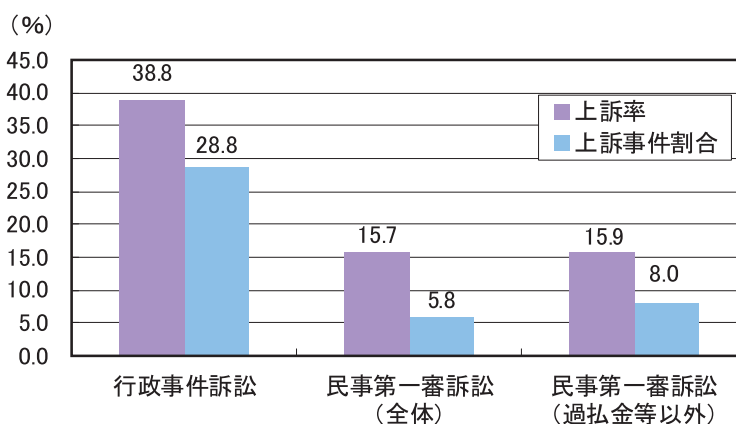
【図13】 人証数別の人証調べ期日回数の分布状況（行政事件訴訟）



○ 上訴に関する状況

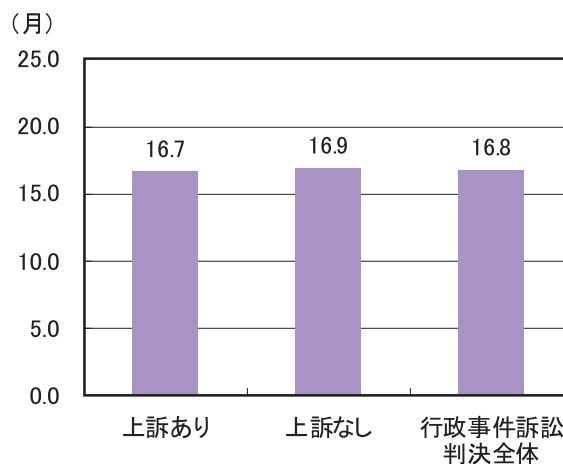
【図14】は、上訴率及び上訴事件割合を示したものである。これによれば、行政事件訴訟における上訴率は38.8%、上訴事件割合は28.8%であり、平成20年（それぞれ45.6%、35.4%）より低くなったものの、民事第一審訴訟（全体）の各数値（15.7%、5.8%）のそれぞれ約2.5倍、約5.0倍である。これは、行政事件訴訟においては、その性質上、欠席判決や実質的に争いのない事件がほとんどないため、結果として上訴が申し立てられる事件の割合が高いことによるものと考えられる。

【図14】 上訴率及び上訴事件割合
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟）



【図15】は、行政事件訴訟のうち判決で終局した事件における上訴の有無別の平均審理期間を示したものである。上訴があった事件の平均審理期間は16.7月、上訴がなかった事件のそれは16.9月であり、0.2月と極めて小さいながら上訴があった事件の平均審理期間の方が短く、上訴のあった事件の平均審理期間の方が8.7月も長い民事第一審訴訟（全体）の場合（前掲1. 1. 2【図38】参照）と対照的である。これは、第3回報告書概況・資料編52頁で指摘したとおり、行政事件訴訟においては、民事第一審訴訟事件の場合と異なり、実質的な争いがない事件がほとんどみられない上、行政法規の解釈適用等が問題となる専門性の高い事件や、争点が複雑である事件が多いこと等の事情によるものと考えられる。

【図15】 判決で終局した事件における上訴の有無別の平均審理期間（行政事件訴訟）



○ 補正命令に関する状況

【図16】から【図19】までは、行政事件訴訟における補正命令*2に関する統計データを示したものである*3。

*2 原告が提出した訴状の当事者及び法定代理人の記載並びに請求の趣旨及び原因の記載に不備がある場合や、原告が訴え提起に必要な手数料を納付しない場合には、訴状を審査する裁判長は、原告に対し、相当の期間を定めてその不備を補正すべきことを命じなければならない（民事訴訟法137条1項）。補正命令を受けたにもかかわらず、原告が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない（同条2項）。

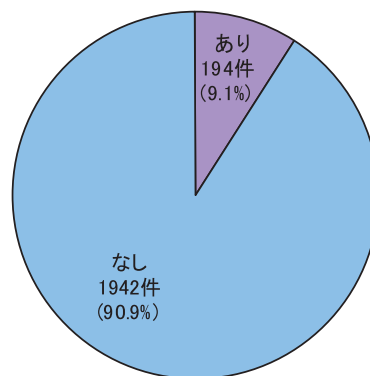
*3 これらの統計には、実務上広く行われている、任意の補正を促す措置（民事訴訟規則56条）は含まれていない。

このうち【図16】は行政事件訴訟における補正命令の有無を，【図17】は行政事件訴訟における原告訴訟代理人の有無と補正命令の有無を，それぞれ示したものである。これらによれば，行政事件訴訟全体では9.1%の事件，原告に訴訟代理人が選任されていない事件（原告本人訴訟）では18.6%の事件について，補正命令が発せられている（これに対し，原告に訴訟代理人が選任されている事件では補正命令が発せられた事件の割合は1.8%に止まっており，原告本人訴訟と比べて，顕著に低くなっている。）。

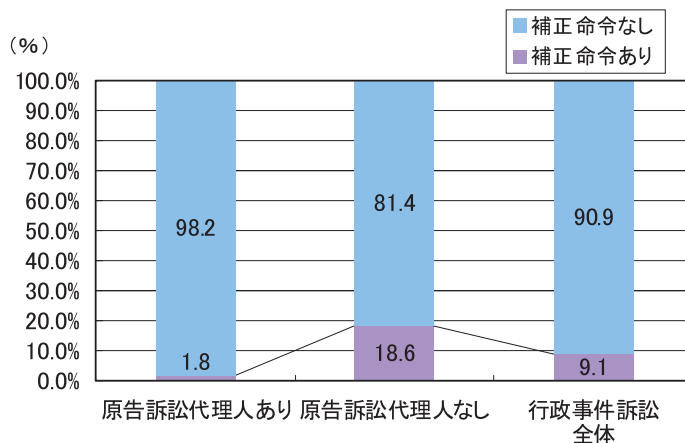
この傾向は，平成20年における調査結果と同様であるところ，その原因としては，行政事件訴訟が専門性の高い事件類型であり，行政法規等を的確に理解することのハードルが高いこと（第3回報告書分析編32頁参照）の結果として，訴状の記載等に不備がある事件が少なからずあるためであると考えられる。

【図18】は，行政事件訴訟における補正命令の有無と終局区分を示したものである。補正命令を発した事件の47.9%が，不備が補正されず，訴状却下命令により終局している。

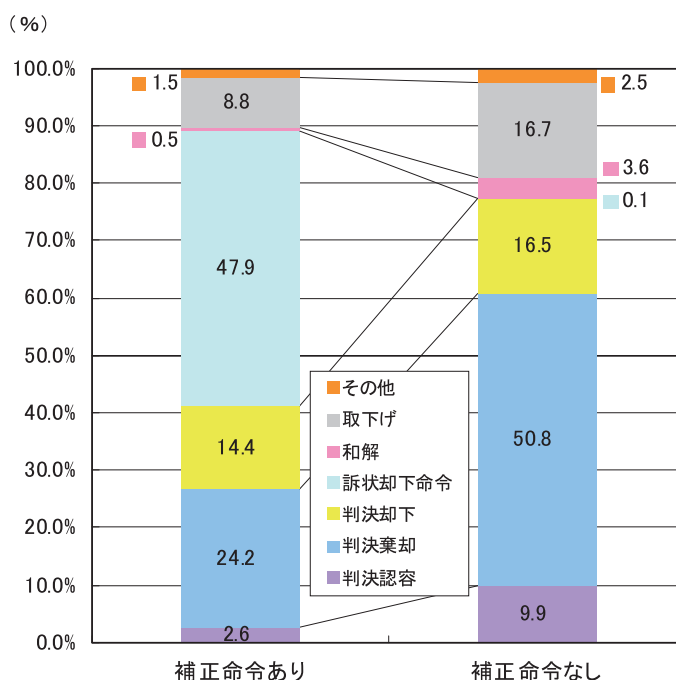
【図16】 補正命令の有無（行政事件訴訟）



【図17】 原告訴訟代理人の有無と補正命令の有無（行政事件訴訟）



【図18】 補正命令の有無と終局区分（行政事件訴訟）

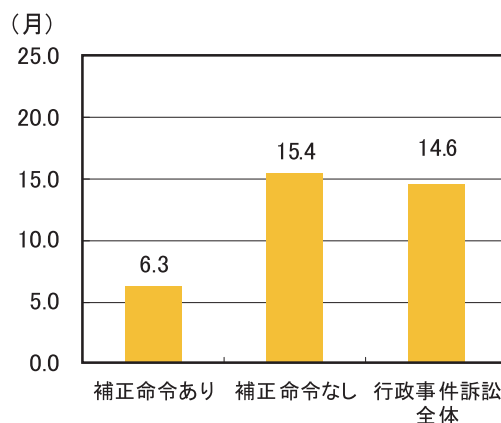


Ⅱ 民事第一審訴訟事件の概況

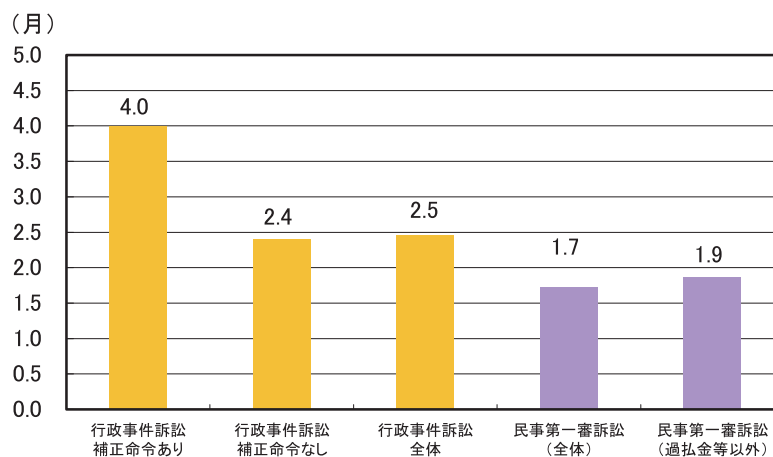
【図19】は、行政事件訴訟における補正命令の有無と平均審理期間を示したものである。補正命令を発した事件の平均審理期間は6.3月であり、発しなかった事件の平均審理期間（15.4月）の半分以下である。補正命令を発した後、訴状却下命令で終局する事件は、短時間で事件が終局するため、補正命令を発した事件の平均審理期間は、補正命令を発しなかった事件のそれに比べて短くなっているものと考えられることは、平成20年と同様である（第3回報告書概況・資料編54頁参照）。

【図20】は、第1回口頭弁論期日までの平均期間を示したものである（訴状却下命令で終局した事件や、第1回口頭弁論期日前に訴えの取下げにより終局した事件など、第1回口頭弁論期日が行われなかった事件は、この統計データに含まれていない。）。補正命令を発した事件については、訴えの提起から第1回口頭弁論期日までの平均期間は4.0月であり、補正命令を発しなかった事件の平均期間が2.4月であるのと比べて1.6月長くなっている。これは、第3回報告書概況・資料編54頁で指摘したとおり、補正命令を発した事件では、訴状の補正に一定の期間を要するため、第1回口頭弁論期日までに時間を要していることによるものと考えられる。

【図19】 補正命令の有無と平均審理期間（行政事件訴訟）



【図20】 第1回口頭弁論期日までの平均期間（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟）（口頭弁論を実施しなかった事件を除く。）



(参考) 家庭裁判所における人事訴訟の概況

平成22年における人事訴訟の平均審理期間は10.4月であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）より2.1月長いが、人証調べを実施した事件に限ると、人事訴訟の平均審理期間は12.8月であり、民事第一審訴訟（全体）より6.3月短い。

人事訴訟の平均期日回数は6.0回、平均期日間隔は1.7月である。人事訴訟の人証調べ実施率は46.7%と、民事第一審訴訟事件より高いが、人証調べ実施事件における平均人証数は1.9人であり、民事第一審訴訟事件より少ない。人証調べを実施した人事訴訟の9割以上が、1回の人証調べ期日で人証調べを終えている。

人事訴訟の約88%は離婚の訴えである。離婚の訴えに係る人事訴訟は、それ以外の人事訴訟よりも平均審理期間が3.1月長い。離婚事件の中では、財産分与の申立てのある事件は、ない事件よりも平均審理期間が4.0月長い。

○ 概況

人事訴訟の事件数は、【表1】のとおり1万0817件であり、平均審理期間は10.4月と、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比べて2.1月長い。審理期間別にみると、【表2】のとおり民事第一審訴訟（過払金等以外）と比べて受理から6月以内に終局する事件の割合が低く、6月を超え2年以内に終局する事件の割合が高い。平成22年においては、平成20年と比べて審理期間が1年を超える事件の割合が増加している（平成20年は28.2%）。また、平成20年にはなかった審理期間が5年を超える事件が4件ある（第3回報告書概況・資料編55頁【表2】参照）が、これは、平成20年の調査においては平成16年4月に家庭裁判所に移管された後の人事訴訟のみを対象としているため（第3回報告書概況・資料編20頁脚注5参照）、審理期間が4年9月以下の既済事件を対象としていたことの影響である。

【図3】は人事訴訟の新受件数と平均審理期間の推移を示したものである。平均審理期間は、移管後に係属して既済となった事件のみを対象としているため、移管当初短かったものが次第に長期化していたが、移管後6年が経過して、このような傾向は収束している。新受件数は、おおむね横ばいである。

【表1】 事件数及び平均審理期間
(人事訴訟及び民事第一審訴訟)

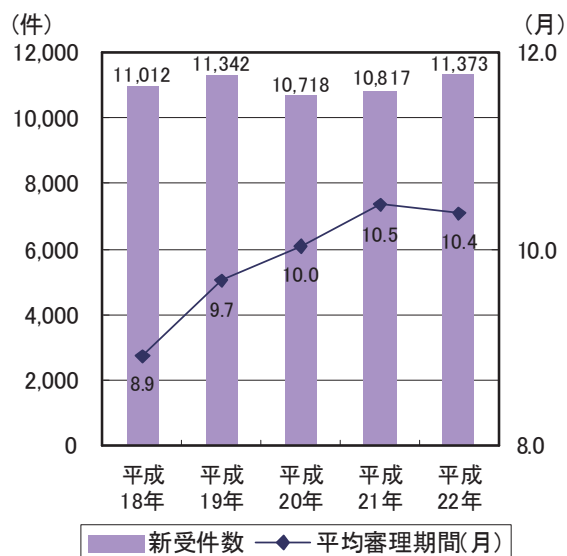
事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審 訴訟(過払 金等以外)
事件数	10,817	227,435	91,541
平均審理期間 (月)	10.4	6.8	8.3

【表2】 審理期間別の事件数及び事件割合
(人事訴訟及び民事第一審訴訟)

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審 訴訟(過払 金等以外)
6月以内	4,060 37.5%	156,101 68.6%	54,541 59.6%
6月超 1年以内	3,481 32.2%	40,722 17.9%	16,625 18.2%
1年超 2年以内	2,759 25.5%	23,110 10.2%	15,062 16.5%
2年超 3年以内	433 4.0%	5,374 2.4%	3,775 4.1%
3年超 5年以内	80 0.7%	1,859 0.8%	1,342 1.5%
5年超	4 0.04%	269 0.1%	196 0.2%

Ⅱ 民事第一審訴訟事件の概況

【図3】 人事訴訟の新受件数と平均審理期間の推移(全家庭裁判所)



【表4】 終局区分別の事件数及び事件割合(人事訴訟及び民事第一審訴訟)

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
判決	4,745 43.9%	83,796 36.8%	46,233 50.5%
うち対席(%は判決に対する割合)	3,264 68.8%	60,574 72.3%	28,690 62.1%
和解	4,726 43.7%	72,683 32.0%	31,156 34.0%
取下げ	1,088 10.1%	64,935 28.6%	11,280 12.3%
それ以外	258 2.4%	6,021 2.6%	2,872 3.1%

【表5】 平均期日回数及び平均期日間隔(人事訴訟及び民事第一審訴訟)

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
平均期日回数	6.0	3.5	4.5
平均口頭弁論期日回数	2.5	2.1	2.2
平均争点整理期日回数	3.4	1.5	2.3
平均期日間隔(月)	1.7	1.9	1.8

【表6】 訴訟代理人の有無別の事件数及び事件割合(人事訴訟及び民事第一審訴訟)

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
当事者双方に訴訟代理人	6,344 58.6%	63,144 27.8%	36,734 40.1%
原告側のみに訴訟代理人	3,764 34.8%	102,991 45.3%	33,786 36.9%
被告側のみに訴訟代理人	135 1.2%	8,389 3.7%	3,446 3.8%
本人による	574 5.3%	52,911 23.3%	17,575 19.2%

【表4】は、終局区分別の事件数及び事件割合を示したものである。これをみると、人事訴訟は、民事第一審訴訟(過払金等以外)と比べて、和解率と判決で終局した事件に占める対席事件の割合が高い。

【表5】は、平均期日回数及び平均期日間隔を示したものである。これをみると、人事訴訟は、民事第一審訴訟(過払金等以外)と比べて、平均期日回数が1.5回多いが、平均期日間隔はほぼ同じである。

【表6】は、訴訟代理人の有無別の事件数及び事件割合を示したものである。これをみると、人事訴訟においては、民事第一審訴訟(過払金等以外)と比べて、当事者双方に訴訟代理人が付く事件の割合が高く、当事者双方とも本人による事件の割合が低い。

【表7】は、争点整理実施率を示したものである。これをみると、人事訴訟においては、民事第一審訴訟(過払金等以外)と比べて争点整理実施率が高い。

【表7】 争点整理実施率(人事訴訟及び民事第一審訴訟)

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
争点整理 実施件数	6,260	63,082	33,875
実施率	57.9%	27.7%	37.0%

○ 人証調べに関する状況

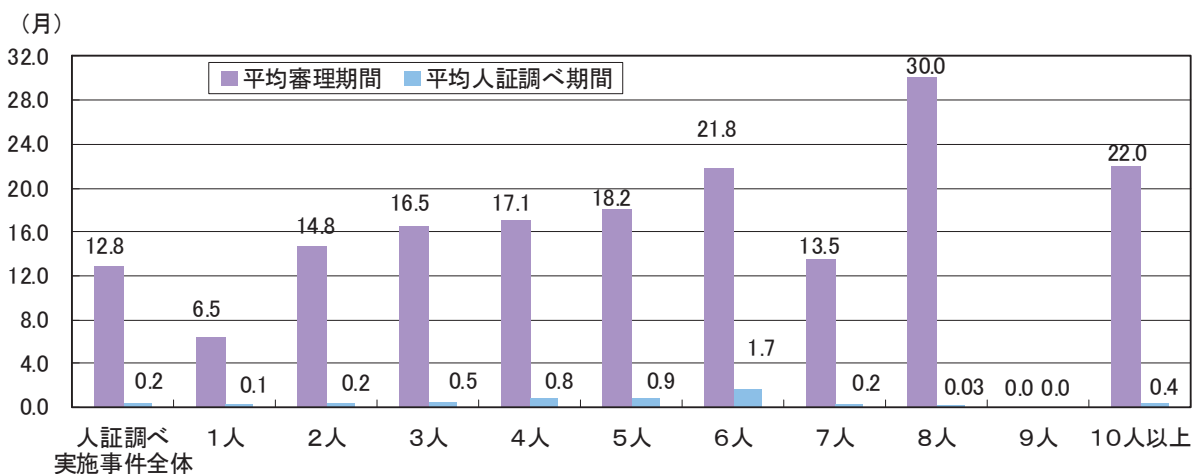
人事訴訟における人証調べ実施率は、【表8】のとおり、民事第一審訴訟（過払金等以外）より高いが、人証調べ実施事件における平均人証数は少ない。人事訴訟の数値は、平成20年とほとんど変わらない（第3回報告書概況・資料編57頁【表8】参照）。

人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間を示した【図9】によれば、人証調べを実施した人事訴訟の平均審理期間は12.8月であり、人事訴訟全体の平均審理期間（10.4月）よりやや長い（なお、人証調べを実施した民事第一審訴訟（全体）の平均審理期間は19.1月である。前掲1.1.2【表25】参照）。平成20年と比べると、事件数の少ない人証数6人及び7人の事件^{*1}を除き、平均審理期間がやや長くなっている（例えば、平成20年には14.4月であった人証数2人の事件の平均審理期間は14.8月になっている。第3回報告書概況・資料編57頁【図9】参照）。また、人証数別の平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数、平均人証調べ期日回数及び平均期日間隔を示した【図10】をみると、平成20年と比べて、全体的に平均争点整理期日回数が多い傾向が見られる（例えば、平成20年には4.2回であった人証数2人の事件の平均争点整理期日回数は4.7回になっている。第3回報告書概況・資料編57頁【図10】参照）。

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数（人事訴訟及び民事第一審）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審 訴訟(過払 金等以外)
人証調べ実施率	46.7%	10.3%	18.7%
平均人証数	0.9	0.3	0.5
平均人証数 (人証調べ実施事件)	1.9	2.8	2.7

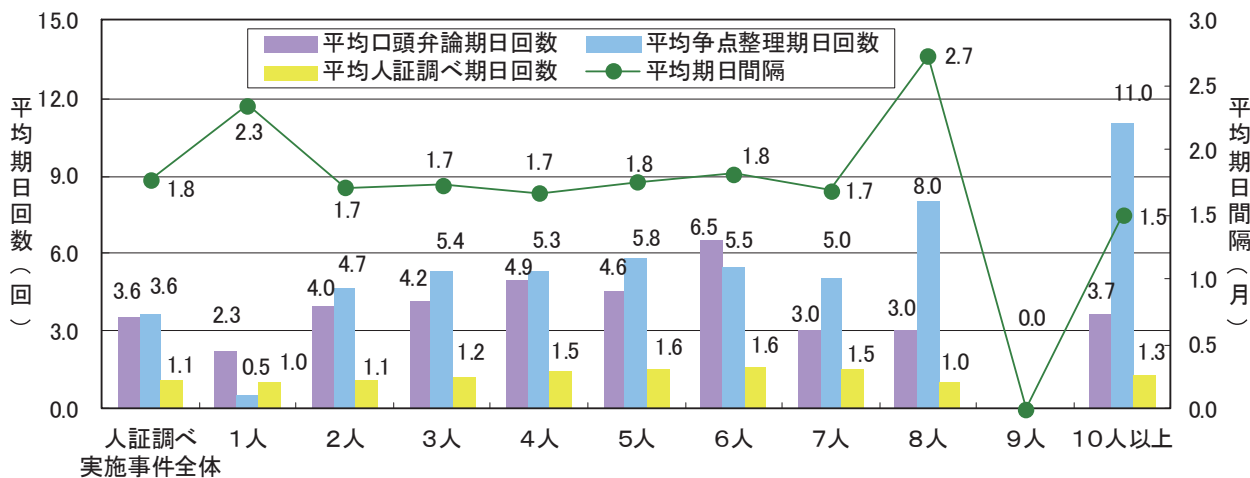
【図9】 人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間(人事訴訟)



*1 人証数が6人の事件数は11件、7人の事件数は2件である。

Ⅱ 民事第一審訴訟事件の概況

【図10】 人証数別の平均期日回数及び平均期日間隔(人事訴訟)

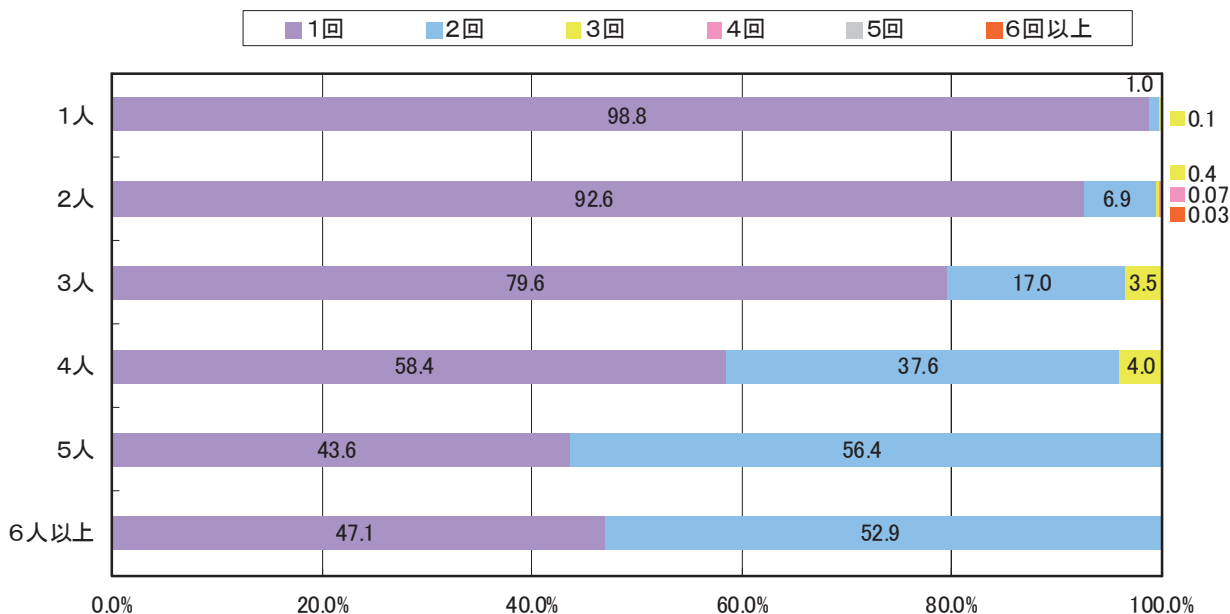


人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合を示した【表11】をみると、人証調べを実施した人事訴訟の91.7%が、1回の人証調べ期日で人証調べを終えていることが分かる(平成20年は90.0%。第3回報告書概況・資料編58頁【表11】参照)。人証数別の人証調べ期日回数の分布状況を示した【図12】と併せても、平成20年と比べ、人事訴訟において、集中証拠調べが更に浸透している様子がうかがわれる(平成20年における人証調べ期日1回のみ的事件の割合は、人証数1人から6人以上まで順に98.7%、90.8%、76.8%、60.4%、48.7%、31.8%である。第3回報告書概況・資料編58頁【図12】参照)。

【表11】 人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合(人事訴訟)

人証調べ期日回数	事件数	事件割合
1回	4,637	91.7%
2回	380	7.5%
3回	35	0.7%
4回	2	0.04%
5回	-	-
6回	-	-
7回	-	-
8回	1	0.02%
9回以上	-	-
合計	5,055	100.0%

【図12】 人証数別の人証調べ期日回数の分布状況(人事訴訟)

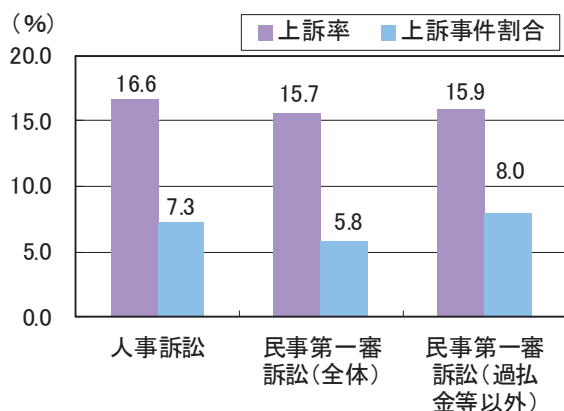


○ 上訴に関する状況

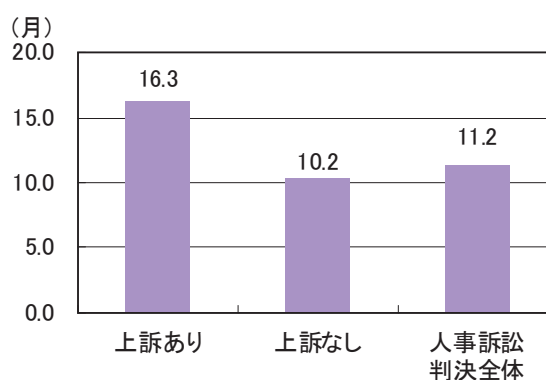
【図13】によれば、人事訴訟の上訴率は、16.6%と民事第一審訴訟（過払金等以外）より高いが、上訴事件割合は7.3%と低く、平成20年（上訴率18.0%、上訴事件割合8.1%。第3回報告書概況・資料編59頁【図13】参照）と比べると、いずれもやや低くなっている。

上訴の有無別に人事訴訟の平均審理期間をみると、【図14】のとおりとなっている。平成20年と比べると、上訴あり、上訴なし、判決により終局した人事訴訟全体のいずれも平均審理期間がやや長くなっている（平成20年は順に15.4月、10.0月、11.0月。第3回報告書概況・資料編59頁【図14】参照）。

【図13】 上訴率及び上訴事件割合
（人事訴訟及び民事第一審訴訟）



【図14】 上訴の有無別の平均審理期間
（人事訴訟）



○ 離婚の訴えに関する状況

【表15】をみると、離婚の訴えに係る人事訴訟は、人事訴訟全体の約88%を占め、離婚以外の訴えに係る人事訴訟と比べて平均審理期間が3.1月長いことが分かる。

離婚事件において、親権者の指定をすべき子（人事訴訟法32条3項）がいるか否か、また、附帯処分（同条1項）として代表的なものである財産分与の申立てがあるか否かの別に審理の状況をみると、親権者の指定をすべき子については、いる場合といない場合とで平均審理期間にほとんど差はみられないが、財産分与の申立てについては、ある場合の方がいない場合よりも平均審理期間が4.0月長い。

【表15】 離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与の申立ての有無別の審理の状況

		離婚	親権者の指定をすべき子		財産分与の申立て		離婚以外
			あり	なし	あり	なし	
事件数		9,533	5,915	3,618	2,729	6,804	1,284
平均審理期間(月)		10.7	10.7	10.8	13.6	9.6	7.6
平均期日回数		6.3	6.4	6.2	8.5	5.4	3.6
平均期日間隔(月)		1.7	1.7	1.7	1.6	1.8	2.1
争点整理実施率		61.8%	64.7%	57.1%	76.7%	55.8%	28.8%
審理期間	6月以内	3,337 35.0%	1,951 33.0%	1,386 38.3%	566 20.7%	2,771 40.7%	723 56.3%
	6月超 1年以内	3,119 32.7%	2,033 34.4%	1,086 30.0%	850 31.1%	2,269 33.3%	362 28.2%
	1年超 2年以内	2,588 27.1%	1,678 28.4%	910 25.2%	1,060 38.8%	1,528 22.5%	171 13.3%
	2年超 3年以内	410 4.3%	226 3.8%	184 5.1%	215 7.9%	195 2.9%	23 1.8%
	3年超 5年以内	75 0.8%	26 0.4%	49 1.4%	36 1.3%	39 0.6%	5 0.4%
	5年超	4 0.04%	1 0.02%	3 0.08%	2 0.07%	2 0.03%	- -
訴訟代理人	当事者双方	5,901 61.9%	3,847 65.0%	2,054 56.8%	2,042 74.8%	3,859 56.7%	443 34.5%
	原告側のみ	3,049 32.0%	1,777 30.0%	1,272 35.2%	574 21.0%	2,475 36.4%	715 55.7%
	被告側のみ	110 1.2%	57 1.0%	53 1.5%	28 1.0%	82 1.2%	25 1.9%
	本人による	473 5.0%	234 4.0%	239 6.6%	85 3.1%	388 5.7%	101 7.9%
終局区分	判決	3,852 40.4%	2,337 39.5%	1,515 41.9%	907 33.2%	2,945 43.3%	893 69.5%
	和解	4,595 48.2%	3,021 51.1%	1,574 43.5%	1,596 58.5%	2,999 44.1%	131 10.2%
	取下げ	867 9.1%	439 7.4%	428 11.8%	176 6.4%	691 10.2%	221 17.2%
	それ以外	219 2.3%	118 2.0%	101 2.8%	50 1.8%	169 2.5%	39 3.0%